

運送事業者に対する行政処分(令和4年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和4年2月1日	飛騨運輸株式会社 (法人番号2200001025 131)代表者 漆山喜久雄	岐阜県高山市上岡 本町1丁目50	能登営業所	石川県羽咋市寺家 町798-19	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第3 項、法第17条第1項及び 同条第4項	令和3年9月17日、監査実施。7件の違反が 認められた。(1)事業計画変更事前届出違 反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条 第1項第1号)(2)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(3)定期点検整 備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道 路運送車両法第48条)(4)点呼の記録義務 違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録 記載不備(安全規則第7条第5項)(6)乗務等 の記録義務違反(安全規則第8条)(7)運行 記録計による記録義務違反(安全規則第9 条)	0	0
一般貨物	令和4年2月8日	株式会社橋口興業 (法人番号7230001015 216)代表者 橋口秀一	富山県高岡市二塚 708番地	本社営業所	富山県高岡市二塚 708番地	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和3年10月22日、監査実施。3件の違反が 認められた。(1)定期点検整備記録簿の保 存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送 車両法第49条)(2)運転者台帳の作成義務 違反(安全規則第9条の5第1項)(3)運転者 台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	1	1
一般貨物	令和4年2月28日	富南急送株式会社(法人 番号2230001005196)代表 者 高野康裕	富山県富山市西番 500番地	本社営業所	富山県富山市西番 500番地	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和3年10月6日、監査実施。4件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項～第3項) (3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第 5項)(4)運行記録計による記録義務違反(安 全規則第9条)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。